

四半期報告書

(第46期第3四半期)

日本プロセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月5日

【四半期会計期間】 第46期第3四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)

【会社名】 日本プロセス株式会社

【英訳名】 Japan Process Development Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大部 仁

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(5408)3351

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂巻 詳浩

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(5408)3351

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂巻 詳浩

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回 次	第45期 第3 四半期 連結累計期間	第46期 第3 四半期 連結累計期間	第45期
会 計 期 間	自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日	自 平成24年6月1日 至 平成25年2月28日	自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日
売上高 (千円)	3,058,406	3,657,535	4,647,310
経常利益 (千円)	67,711	218,260	297,529
四半期(当期)純利益 (千円)	20,563	114,523	151,655
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	22,311	119,352	149,550
純資産額 (千円)	7,958,608	8,038,847	8,085,847
総資産額 (千円)	8,415,592	8,710,745	8,624,292
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	3.71	20.65	27.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.6	92.3	93.8

回 次	第45期 第3 四半期 連結会計期間	第46期 第3 四半期 連結会計期間
会 計 期 間	自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日	自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.89	10.49

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の復興関連需要が引続き下支えたものの、欧州政府債務危機に伴う世界的信用不安の広がりによる海外経済の更なる下振れや新興国経済の減速懸念などにより、国内景気の先行きは不透明な状況にありました。

情報サービス産業におきましても、ソフトウェア投資は緩やかに増加しているものの、企業のIT投資に対する慎重な姿勢は継続しており、受注環境は依然として厳しい状況が続いております。

こうした環境の中、当社は平成24年6月より3ヶ年の新たな中期経営計画をスタートいたしました。中期経営ビジョンを「社会インフラ分野の安全・安心、快適・便利に貢献する」と定め、①当社が得意としている社会インフラ分野の中から新たな注力分野を発掘する、②顧客が海外で高い競争力を発揮できるようサポートする、③ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）の推進を継続する、を基本方針として企業価値向上に努めております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は3,657百万円（前年同期比19.6%増）、営業利益は190百万円（前年同期比414.3%増）、経常利益は218百万円（前年同期比222.3%増）、四半期純利益は114百万円（前年同期比456.9%増）となりました。

なお、保有しております株式の評価損を当第3四半期連結累計期間に特別損失として10百万円計上しております。

セグメントごとの業績は次の通りであります。

(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムの開発は、東日本大震災の復興需要が一巡し、全体的に開発量が減少傾向にあります。そのため、引続き担当機能の拡大を図ることで改善に努めましたが、売上高は前年を下回りました。発電所制御装置のミドルウェア開発や環境運用計算機の開発等は横ばいで推移しました。一方、自動車向けでは車載ナビシステム開発がやや減少傾向にあるものの、自動車制御システム開発が好調に推移したため、制御システム全体として売上高は前年を上回りました。

この結果、売上高は803百万円（前年同期比7.4%増）、セグメント利益は186百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

(交通システム)

交通システムでは、新幹線の運行管理システム開発は一部保守フェーズに移行するなど減少傾向にあるものの、北海道新幹線延伸に関わるシステム開発作業を開始したため横ばいで推移しました。また、在来線の運行管理システム開発も横ばいで推移しましたが、その他のシステムの不具合対応により受注活動が不足したことなどで、売上高、利益ともに前年を下回りました。

この結果、売上高は398百万円（前年同期比14.5%減）、セグメント利益は49百万円（前年同四半期比31.4%減）となりました。

(特定情報システム)

特定情報システムでは、前期より継続している危機管理分野の大型システム開発は最終フェーズに入り体制が縮小しているものの、他案件の環境構築作業が始まるなどで堅調に推移しました。

この結果、売上高は524百万円（前年同期比105.0%増）、セグメント利益は138百万円（前年同期比257.7%増）となりました。

(組込システム)

組込システムでは、ストレージデバイスの組込システム開発は堅調に推移しました。スマートフォンのプラットフォーム開発は、受注に山谷があるものの横ばいで推移しました。また、今期より開始した自動車向けの組込システム開発も順調に立ち上がりました。

この結果、売上高は599百万円（前年同期比30.5%増）、セグメント利益は114百万円（前年同期比542.6%増）となりました。

（産業・公共システム）

産業・公共システムでは、ICカード関連のシステム開発は、携帯電話やスマートフォン向けに加えデジタル放送向けも受注するなど堅調に推移しました。また、顧客の業務拡大に伴い、コンテンツ管理製品の開発は堅調に推移し、スポーツ関連システムの開発も新たに開始しました。その他事業会社向け開発も堅調に推移しました。

この結果、売上高は625百万円（前年同期比53.1%増）、セグメント利益は153百万円（前年同期比45.9%増）となりました。

（ITサービス）

ITサービスでは、検証業務は顧客の商品開発の減速やオフショア化によりアイドルが発生したため売上、利益ともに減少したものの、構築支援業務は復興需要などで堅調に推移しました。また、保守・運用業務は会計システムが堅調に推移し、その他は概ね横ばいとなりました。

この結果、売上高は705百万円（前年同期比2.0%減）、セグメント利益は119百万円（前年同期比34.4%減）となりました。

（2） 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて86百万円増加して、8,710百万円となりました。この主な要因は、投資有価証券が増加したこと等によります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べて133百万円増加して、671百万円となりました。この主な要因は、賞与引当金及び未払法人税等が増加したこと等によります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて46百万円減少して、8,038百万円となりました。この主な要因は、配当金の支払いにより剰余金が減少したこと等によります。

この結果、自己資本比率は、92.3%となりました。

（3） 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案または買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会等様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

②当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を応用した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献します」の下、顧客の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定める通り、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続議案が平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において決議されました。本プランの有効期間は、平成26年に開催される定時株主総会終結の時までとなっております。

イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案または買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案または買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案または買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件または対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動を決定するものとします。

ロ. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為またはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、または行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付

(ii) 特定の株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付

(b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下の通りです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容
- (iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要
- (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得及び売却状況
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容
- (viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等
- (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合は、その必要性
- (x) 重要提案行為等を行うまたは可能性がある場合、その目的、内容等
- (x i) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (x ii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- (x iii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
- (x iv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (x v) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間
- (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間

(d) 特別委員会による勧告

当社は本プランを適正に運用し、取締役会により恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終了後速やかに対抗措置

の発動または不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行うこととします。

③上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。また、株式会社大阪証券取引所の定める、企業行動規範に関する規則第11条を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

当社は、上記の通り平成23年7月21日開催の当社取締役会において本プランの継続を決議いたしました。本プラン継続に関する株主の皆様を意思を確認するため、平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、決議いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成26年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様を意思を確認させて頂く予定ですので、株主の皆様を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様を意思を反映させていく考えです。

ニ. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告または株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載した通り、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ. 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能または困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,980,000
計	22,980,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年4月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,745,184	5,745,184	大阪証券取引所JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	5,745,184	5,745,184	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月1日～ 平成25年2月28日	—	5,745,184	—	1,487,409	—	2,174,175

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 200,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,544,100	55,441	—
単元未満株式	普通株式 1,084	—	—
発行済株式総数	5,745,184	—	—
総株主の議決権	—	55,441	—

②【自己株式等】

平成24年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本プロセス株式 会社	東京都港区浜松 町二丁目4番1 号	200,000	—	200,000	3.48
計	—	200,000	—	200,000	3.48

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年6月1日から平成25年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京橋監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,021,498	3,089,115
受取手形及び売掛金	1,898,508	1,641,620
有価証券	1,851,875	1,001,932
仕掛品	156,726	300,140
原材料	562	562
繰延税金資産	116,450	132,429
その他	45,387	96,716
貸倒引当金	△471	—
流動資産合計	7,090,538	6,262,517
固定資産		
有形固定資産	237,691	233,819
無形固定資産	61,487	38,312
投資その他の資産		
投資有価証券	955,413	1,905,106
その他	279,160	270,989
投資その他の資産合計	1,234,574	2,176,096
固定資産合計	1,533,753	2,448,227
資産合計	8,624,292	8,710,745

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,769	44,830
未払法人税等	32,488	72,948
賞与引当金	236,535	273,441
その他の引当金	8,987	15,829
資産除去債務	3,843	—
その他	166,470	211,820
流動負債合計	483,094	618,870
固定負債		
引当金	55,254	52,679
その他	96	348
固定負債合計	55,350	53,027
負債合計	538,444	671,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,487,409	1,487,409
資本剰余金	2,325,847	2,325,847
利益剰余金	4,448,581	4,396,751
自己株式	△175,248	△175,248
株主資本合計	8,086,590	8,034,760
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△742	4,086
その他の包括利益累計額合計	△742	4,086
純資産合計	8,085,847	8,038,847
負債純資産合計	8,624,292	8,710,745

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
売上高	3,058,406	3,657,535
売上原価	2,477,607	2,913,828
売上総利益	580,799	743,706
販売費及び一般管理費	543,805	553,446
営業利益	36,994	190,259
営業外収益		
受取利息	20,323	18,815
保険解約返戻金	5,709	6,107
その他	4,823	3,506
営業外収益合計	30,855	28,429
営業外費用		
その他	138	428
営業外費用合計	138	428
経常利益	67,711	218,260
特別損失		
固定資産除却損	287	1,069
投資有価証券評価損	—	10,940
特別損失合計	287	12,009
税金等調整前四半期純利益	67,424	206,250
法人税、住民税及び事業税	19,303	111,187
法人税等調整額	27,556	△19,460
法人税等合計	46,860	91,727
少数株主損益調整前四半期純利益	20,563	114,523
四半期純利益	20,563	114,523

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	20,563	114,523
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,748	4,829
その他の包括利益合計	1,748	4,829
四半期包括利益	22,311	119,352
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,311	119,352
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間（自 平成24年6月1日 至 平成25年2月28日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日）	当第3四半期連結累計期間 （自 平成24年6月1日 至 平成25年2月28日）
減価償却費	42,273千円	37,676千円

（株主資本等関係）

前第3四半期連結累計期間（自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月7日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成23年5月31日	平成23年8月8日	利益剰余金
平成23年12月28日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成23年11月30日	平成24年2月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成24年6月1日 至 平成25年2月28日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月9日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成24年5月31日	平成24年8月6日	利益剰余金
平成24年12月28日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成24年11月30日	平成25年2月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第3四半期連結累計期間(自平成23年6月1日至平成24年2月29日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント						合計
	制御システム	交通システム	特定情報システム	組込システム	産業・公共システム	ITサービス	
売上高							
外部顧客への売上高	748,446	466,680	255,713	459,322	408,802	719,441	3,058,406
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	748,446	466,680	255,713	459,322	408,802	719,441	3,058,406
セグメント利益	187,984	72,835	38,807	17,808	105,142	182,291	604,870

(単位：千円)

	調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額 (注) 2
売上高		
外部顧客への売上高	—	3,058,406
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—
計	—	3,058,406
セグメント利益	△567,876	36,994

(注) 1. セグメント利益の調整額△567,876千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△543,805千円及びその他△24,071千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ. 当第3四半期連結累計期間（自平成24年6月1日至平成25年2月28日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント						合計
	制御システム	交通システム	特定情報システム	組込システム	産業・公共システム	ITサービス	
売上高							
外部顧客への売上高	803,635	398,836	524,249	599,548	625,895	705,368	3,657,535
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	803,635	398,836	524,249	599,548	625,895	705,368	3,657,535
セグメント利益	186,251	49,984	138,811	114,436	153,422	119,522	762,429

(単位：千円)

	調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額 (注) 2
売上高		
外部顧客への売上高	—	3,657,535
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—
計	—	3,657,535
セグメント利益	△572,169	190,259

(注) 1. セグメント利益の調整額△572,169千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△553,446千円及びその他△18,722千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	3円71銭	20円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	20,563	114,523
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	20,563	114,523
普通株式の期中平均株式数(株)	5,545,092	5,545,092

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成24年12月28日開催の取締役会において、平成24年11月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次の通り中間配当を行うことを決議し、支払いを行っております。

- (1) 配当金の総額 ……………83,176千円
- (2) 1株当たりの金額……………15円00銭
- (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日…………平成25年2月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年4月3日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下村 久幸 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小宮山 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プロセス株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年6月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月5日
【会社名】	日本プロセス株式会社
【英訳名】	Japan Process Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大部 仁
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役財務統括 久保 裕
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 大部 仁 及び当社最高財務責任者 久保 裕 は、当社の第46期第3四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。